

平成29年度

三重県私費外国人留学生奨学金募集案内

三重県では、成績、人物ともに優秀な留学生に奨学金を給付し、
21世紀を担う国際感覚と視野に富んだ人材を育成します。

三重県昭和学寮顕彰人材育成基金条例（※）に基づき、三重県内の大学等で学ぶ私費外国人留学生で優秀な方に奨学金を給付し、将来にわたって教育・文化・産業をはじめとする各分野で活躍することが期待でき、本県の国際化に資する人材の育成に貢献することを目的とします。

※この条例は、三重県の国際化に貢献する人材および世界を舞台に幅広く活躍する人材を育成するために平成12年に制定されています。



三重県



公益財団法人三重県国際交流財団

【奨学金の金額等】

給付額	在籍する県内の大学等の留学期間の年間授業料相当額（奨学金の交付決定がなされた日が属する三重県の会計年度の4月1日から3月31日までの授業料を基に決定した金額）。ただし60万円を上限とします（入学費、寮費、年間登録費、施設充実費、保険料等は対象外。1年に満たない期間については、ひと月5万円を上限に算出）。なお授業料の減免を受ける場合は、減免後の額を基に決定します。
給付期間	最短修了年限の範囲内で継続受給が可能。三重県の会計年度を超えて継続を希望する場合は、会計年度ごとに交付申請が必要です。ただし48カ月を上限とします。
給付方法	授業料の支払い証明書等が提出され、奨学金額を認定後、平成29年4月分からの奨学金を、奨学生名義の口座に給付します。
給付人員	5名以内

【応募資格】 奨学金の対象者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する方です。

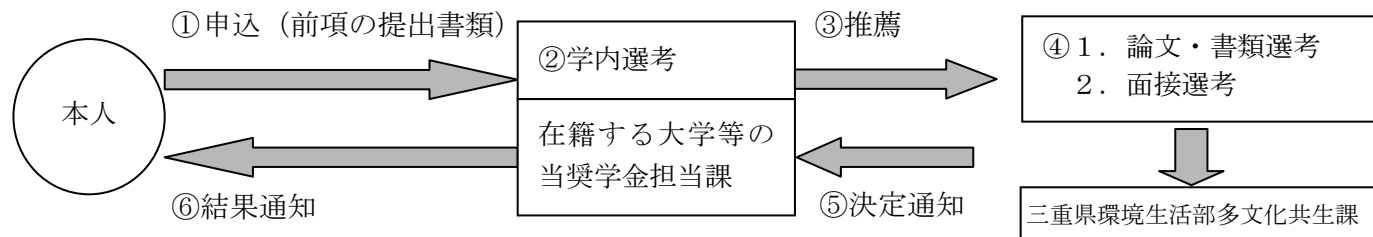
- (1) 本奨学金の目的を理解し、留学中および留学後も本県の発展のために貢献する義務を果たすことができる者。
- (2) 県内の大学等に留学する方で、平成29年4月1日現在
 - ① 出入国管理及び難民認定法別表第1に定める「留学」の在留資格を有する方。
 - ② 三重県内の市町に住居地の届出をしている方。
- (3) 学業、人物ともに優秀であること。
- (4) 平成29年4月1日現在、40歳未満であること。
- (5) 三重県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（4年生、5年生の方）（以下「大学等」という。）の正規課程に、私費で継続しておおむね1年以上在籍する者で、応募年の4月1日以降に本奨学金の給付対象期間がおおむね1年以上あること。
- (6) 平成29年4月1日現在、在籍する大学等から授業料の全額免除を受けていないこと。
- (7) 本奨学金を過去に受給したことがないこと。
- (8) 官公庁または企業等の派遣による留学でないこと。

【応募方法】 全て黒色のボールペンまたはペンで記入してください（鉛筆書き不可）。

次の書類各1通を各大学等の当奨学金担当課へ提出してください。	
提出書類	(1) 三重県私費外国人留学生奨学金給付申込書（様式1）
	(2) 在留カード（または外国人登録証明書）の写し
	(3) 在籍する大学等の直近までの成績証明書（1学年分以上のもの） ・1年生の場合は母国の最終学歴の成績証明書、または、日本国内の他大学等の成績証明書
	(注1) この他選考のために必要と認められる書類の提出を求める場合があります。 (注2) 上の書類は、日本語または日本語訳を付けて提出してください。 (注3) 応募書類は、原則として返却しませんのでご了承ください。

【申込から決定まで】

大学等の長の推薦書の添付が必要です。奨学金に関する手続きはすべて大学等を通じて行います。



*奨学金の給付決定にかかる事務のうち、奨学金の応募受付から選考までは委託先事業者が行い、給付の決定および支給については、三重県が行います。

【申請受付期間】

平成29年3月6日（月）～平成29年4月21日（金）（郵送可。平成29年4月21日午後5時必着）
在籍する大学等の指定する日までに、当奨学金担当課へ提出してください。

【選考】

（1）論文・書類選考

論文選考における論文記述試験は、応募者全員に対して、平成29年5月6日（土）に実施します。
詳細については、在籍する大学等を通じて応募者全員に連絡します。論文・書類選考の結果は、在籍する大学等を通じて応募者全員に6月上旬までに通知します。

（2）面接選考

論文・書類選考に合格した者に対して平成29年7月9日（日）に実施します。詳細については、在籍する大学等を通じて書類選考の結果とともに該当者に通知します。

※指定した日に面接を受けなかった場合は、理由の如何にかかわらず辞退したものとみなします。

（3）最終決定

最終的な審査の結果は8月上旬までに三重県環境生活部多文化共生課から大学等を通じて本人に通知します。

【奨学金受給の際の義務】

（1）退学、停学その他の処分を受けたとき、転学、休学、長期にわたる欠席、在籍のまま他の大学等に留学するとき、在留資格に変更があったとき、氏名、住所その他申請書に記載した事項に変更があったときは、大学等を通じて速やかに三重県環境生活部多文化共生課に届けてください。

（2）学習状況、生活状況について定期的に報告をしていただきます。

（3）学業を終え帰国するときは、帰国後の住所および勤務先を、大学等を通じて三重県に届けてください。

【三重県私費外国人留学生奨学金奨学生としての活動】

（1）三重県の国際交流活動進展および本県の教育、文化、産業の発展のため、留学中および留学後も、出身国についての情報提供等を積極的にしていただきます。

（2）三重県に貢献していただくため、三重県私費外国人留学生奨学金奨学生名簿への登録および情報の更新についてご協力をお願いします。

（3）三重県等主催の事業への参加（年2～3回）を求めることがあります。

（4）通訳・翻訳などの活動に協力をお願いする場合があります。

【奨学金給付の停止および返還】

申請時の応募資格を喪失したとき、申請書等提出書類の記載事項に虚偽があったとき、在籍する大学等において懲戒処分を受けたとき、休学、長期欠席等、学業継続の見込みがなくなったとき、あるいは卒業見込みがないと判断されたときは、奨学金給付を停止し、または給付した奨学金の全部または一部の返還を求めることがあります。

【書類提出先】 在籍大学等の当奨学金担当課へ提出してください。

大学等	担当課・担当者	電話番号	連絡先
三重大学	学生サービスチーム 留学生支援室 水谷	059-231-9057 (直)	〒514-8057 津市栗真町屋町 1577
皇學館大学	学生支援部学生担当 藤原	0596-22-6317 (直)	〒516-8555 伊勢市神田久志本町 1704
四日市大学	留学生支援センター	059-365-6793 (直)	〒512-8512 四日市市萱生町 1200
鈴鹿医療科学大学	学生課 渡辺	059-340-0336 (直)	〒510-0293 鈴鹿市岸岡町 1001-1
鈴鹿大学	学生支援課 大畑	059-372-2121 (代) 059-372-3933 (直)	〒510-0298 鈴鹿市郡山町 663-222
三重県立看護大学	教務学生課 奥野	059-233-5669 (直)	〒514-0116 津市夢が丘 1-1-1
四日市看護医療大学	教学課 小島	059-340-0703 (直)	〒512-8045 四日市市萱生町 1200
三重短期大学	学生部教務学生担当 大井	059-232-2341 (代)	〒514-0112 津市一身田中野 157
鈴鹿大学短期大学部	学生支援課 大畑	059-372-3900 (代) 059-372-3933 (直)	〒510-0298 鈴鹿市郡山町 663-222
高田短期大学	学生課 生桑	059-232-2310 (代)	〒514-0115 津市一身田豊野 195
鈴鹿工業高等専門学校	学生課学生支援係	059-368-1732 (直)	〒510-0294 鈴鹿市白子町
鳥羽商船高等専門学校	学生課学生生活係	0599-25-8033 (直)	〒517-8501 鳥羽市池上町 1 番 1 号
近畿大学工業高等専門学校	国際交流部	0595-41-0111 (代)	〒518-0459 名張市春日丘 7-1

三重県環境生活部多文化共生課	公益財団法人三重県国際交流財団
TEL 059-222-5974 FAX 059-222-5984 HP : http://www.pref.mie.lg.jp/TABUNKA/HP/ E-mail: tabunka@pref.mie.jp	TEL 059-223-5006 FAX 059-223-5007 HP : http://www.mief.or.jp E-mail: mief@mief.or.jp
住所 〒514-0009 三重県津市羽所町700番地アスト津3階	

*平成29年4月1日以降の申込み・問い合わせ先については、三重県環境生活部多文化共生課までお問合わせください。